取扱説明書	SC-K924B-K	100277807021			01

TOKYO GAS　　A316TTT_(02)_

住宅用火災(煙式)警報器

自動試験機能付　　住宅用防災警報器　検定合格品

品名 **SC-K924B-K**　型式名 **SA-316T**

取扱説明書

本品をご採用いただきありがとうございます。
ご使用になる前に、この取扱説明書を最後までお読みいただき、正しくお使いください。
お読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。
なお、万一、本書を紛失されたときは、お買い求めの販売店または東京ガスにお問い合わせください。

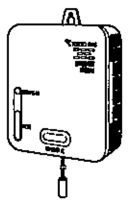

警報器の機能について

- 換気扇などにより煙が吸引され、煙感知部の煙が一定濃度以上にならないときは、警報機能が働きません。
- 火災の発生を未然に防止する装置ではありません。
  火災などによる損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- 警報器を取り付けていない部屋は、火災の監視ができません。
- 消防法で定める住宅用防災警報器として設置できます。
- 消防法に規定された「自動火災報知設備」には代用できません。

安全上のご注意

ご使用前に必ずお読みいただき、お客さまや他の人々への危害や損害を未然に防止するために、必ずお守りください。
注意事項は、誤った取り扱いによる危害や損害の程度を、以下の表示で区分しています。

⚠危険	誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定される」内容を示します。
⚠警告	誤った取り扱いをすると「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容を示します。
⚠注意	誤った取り扱いをすると「傷害を負う可能性および物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容を示します。

絵表示の内容

- 「一般的な禁止」事項を示しています。
- 「分解禁止」事項を示しています。
- 「水ぬれ禁止」事項を示しています。
- 「必ず行う」事項を示しています。

⚠危険

火災の警報音が鳴ったら、以下の内容を必ず守ってください。

必ず行う　火元を確認し、消火してください。

必ず行う　消火が不可能なときは、避難してください。

⚠警告

分解禁止　分解や改造はしないでください。
故障の原因となります。

禁止　衝撃を与えないでください。
故障の原因となります。

必ず行う　定期的に(1ヶ月に1度)警報停止スイッチを操作して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。また、1週間以上留守にされたときは、警報器が正常に作動するか点検をしてください。

必ず行う　噴霧式殺虫剤を使用するときは、以下の内容を必ず守ってください。
- 警報器をポリ袋などで覆ってください。
- 噴霧が終わったら、換気後、ポリ袋を取り除いてください。

誤作動の原因となります。

⚠注意

禁止　取付位置を移動させないでください。
警報の遅れの原因となります。
取付位置を変える必要が生じたときは、お買い求めの販売店または東京ガスにご相談ください。

禁止　警報器の前に物を置いたり、取り付けたりしないでください。
警報の遅れの原因となります。

禁止　設置後、10年(交換期限)を過ぎた警報器は、新しい警報器とお取り替えください。
正常に作動しない恐れがあります。交換期限は、警報器本体に表示しています。

禁止　引きひもを引っ張って火災警報音を止めるとき、および定期点検をするときは、強く引っ張らないでください。
警報器の落下や、ひも切れの恐れがあります。

禁止　取付ねじ1本で壁面に取り付けられている場合は、引きひもを手前方向に引っ張らないでください。
警報器が落下するおそれがあります。

必ず行う　警報器の取り外し・取り付けを行うときや、警報器をポリ袋で覆うときは、安定した踏み台を使い、十分注意してください。
転落・転倒・落下によるけがの恐れがあります。

水ぬれ禁止　警報器を水につけたり、水をかけたりしないでください。

禁止　お客さまがご自身で電池交換することはできません。
電池が切れたときは、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

各部のなまえとはたらき

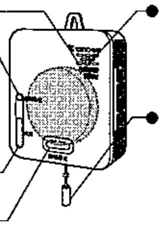

- **警報スピーカー**
  警報音が鳴ります。
- **緑(お知らせ)ランプ**
  電池切れや故障しているときは、緑ランプが10秒おきに1回または3回点滅します。
  定期点検時の警報停止スイッチ押下時も緑ランプが点滅します。
- **赤(火災警報)ランプ**
  警報時に赤ランプがスライド点灯します。
- **警報停止スイッチ**
  警報停止スイッチを操作する*と警報音を停止させたり、定期点検を行うことができます。
  ★ 警報停止スイッチを押すことまたは、引きひもを引いて操作することをいいます。
- **煙感知部**
  煙を感知します。
  火災などにより、警報器周囲の煙が一定濃度以上になると、それを感知して警報を発します。
- **引きひも(約70cm)**
  引きひもを引くと、警報音を停止させたり、定期点検を行うことができます。
  引きひもを使用しない場合は取りはずしたり、使用しやすい長さにカットして使用できます。
  ★ 引きひもの操作は警報停止スイッチの操作と同様の機能です。

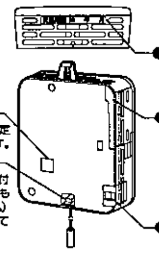

- **交換期限**
  警報器の交換期限が表示されています。
- **合格証票**
  住宅用防災警報器の検定に合格したことを示します。
- **電池カバー**
  内側に電池が収納されています。
- **引きひも取付部**
  この部分に引きひもを取り付けます。(出荷時は引きひもを本体に取り付けています。)
  ※ 取付要領書を参照してください。
- **火災連動入出力端子部**
  火災連動仕様の警報器を接続することができます。

警報器のお知らせ機能について

火災による煙が発生したときは

警報器周囲の煙が一定濃度以上になると作動します。

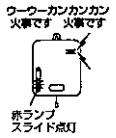
ウーウーカンカンカン
火事です　火事です
赤ランプ
スライド点灯

電池が切れたときは

電池の電圧が低下すると、緑ランプが10秒おきに1回点滅します。
このとき、**「ピッ　電池切れです　販売店に連絡してください」**と1回お知らせします。
その後に約50秒おきに「ピッ」音でお知らせします。
このとき、警報停止スイッチを操作すると、上記電池切れメッセージをお知らせし、以後「ピッ」音は停止します。
※「ピッ」音は夜間の寝室でも動作しますのでご了承ください。
　お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

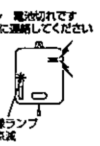

故障しているときは

故障が発生すると、緑ランプが10秒おきに3回点滅します。このとき、**「ピッピッピッ 警報器故障です ピッピッピッ 警報器故障です ピッピッピッ 警報器故障です 販売店に連絡してください」**と1回お知らせします。その後に約50秒おきに「ピッピッピッ」音でお知らせし、約1時間おきに**「ピッピッピッ 警報器故障です ピッピッピッ 警報器故障です ピッピッピッ 警報器故障です 販売店に連絡してください」**とお知らせします。

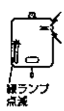
ピッピッピッ 警報器 故障です
ピッピッピッ 警報器 故障です
ピッピッピッ 警報器 故障です
販売店に連絡してください
緑ランプ
点滅
その後、
約50秒おきに ピッピッピッ
約1時間おきに
ピッピッピッ 警報器 故障です
ピッピッピッ 警報器 故障です
ピッピッピッ 警報器 故障です
販売店に連絡してください

このとき、警報停止スイッチを操作すると、**「ピッピッピッ 警報器故障です 販売店に連絡してください」**と1回お知らせし、以後「ピッピッピッ」音は停止します。
※お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

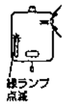

警報音が鳴ったときの処置のしかた

1 『ウーウーカンカンカン火事です　火事です』と鳴ったときの処置のしかた

[赤(火災警報)ランプがスライド点灯]

⚠危険

警報音が鳴り、消火が不可能なときは、避難してください。

必ず行う

火元を確認し、119番へ通報するなどの適切な処置をしてください。

1 **火元の確認をしてください。**

2 **必要な消火手段をとってください。**

119番への通報　　初期消火

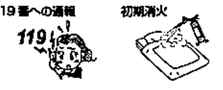

警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみ、赤(火災警報)ランプが消灯します。

2 『ウーウー別の火災警報器が作動しました確認してください』と鳴ったときの処置のしかた

[赤(火災警報)ランプがスライド点灯]

⚠危険

消火が不可能なときは、避難してください。

必ず行う

連動している別の警報器が火災を感知しています。別の部屋の火元を確認し、119番へ通報するなどの適切な処置をしてください。

1 **別の部屋の火元を確認してください。**

2 **必要な消火手段をとってください。**

119番への通報　　初期消火

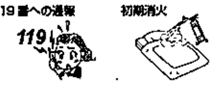

●連動警報を止めるには

警報停止スイッチを操作すると警報音が約5分間停止し、赤ランプはスライド点灯を継続します。
連動元警報器の警報停止スイッチを操作すると、警報音が約5分間停止し、赤ランプは消灯します。
連動元警報器の煙感知部に煙が残っている場合は、約5分後に再び警報音が鳴動し、赤ランプはスライド点灯します。

3 火災以外で警報音が鳴ったときの処置のしかた

火災以外の煙で火災警報音が鳴ったときは

1 **ドアや窓を開け、しばらく換気を続けてください。**

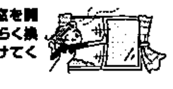

2 **警報器周囲の煙が一定濃度以下になると、警報音が鳴りやみます。**

〈火災警報音を止めたいとき〉
警報停止スイッチを約1秒間操作してください。
警報音が止まります。
※警報元の警報器周囲の煙が一定濃度以下になっていない場合は、5分後に再び火災警報を発します。

警報音が鳴った原因について

以下の原因が考えられますので、調べてください。

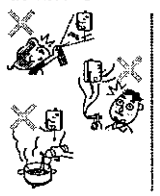

- スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーが警報器にかかっていませんか。
- タバコの煙を警報器に吹きかけていませんか。
- 調理の煙や湯気などが警報器にかかっていませんか。
- くん煙式、くん蒸式の殺虫剤が直接かかっていませんか。
- 焼き魚の煙などが警報器にかかっていませんか。
- 線香の煙が警報器にかかっていませんか。
- 砂、ホコリ、虫などが警報器の煙感知部に侵入していませんか。

ランプ表示・音声出力の表現している事象一覧表

ランプ		音声内容	表現している事象
緑	赤スライド		
○	○	なし	通常動作(監視中)
○	●	火災警報音声「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」	火災警報
○	●	火災連動警報音声「ウーウー　別の火災警報器が作動しました　確認してください」	火災連動警報
約10秒おきに3回点滅	○	はじめに「ピッピッピッ　警報器故障です　ピッピッピッ　警報器故障です　ピッピッピッ　警報器故障です　販売店に連絡してください」と1回お知らせし、約50秒おきに「ピッピッピッ」、約1時間おきに「ピッピッピッ　警報器故障です　ピッピッピッ警報器故障です　ピッピッピッ　警報器故障です　販売店に連絡してください」を繰り返す。	故障警報(警報器が故障診断機能により故障と判断した状態)
約10秒おきに1回点滅	○	はじめに「ピッ　電池切れです　販売店に連絡してください」と1回お知らせし、約50秒おきに「ピッ」と鳴る	電池電圧低下時

●：点灯、○：消灯
・警報ランプは、それぞれ独立して点灯します。

お手入れのしかた

1 **警報器を取り外してください。**

2 **警報器および取付部付近の壁面の汚れをふき取ってください。**
布を水または石けん水に浸し、よく絞ってからふき取ってください。

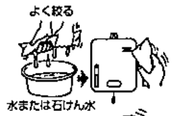
よく絞る
水または石けん水

おねがい

- お手入れするときは、警報器の内部に水が入らないように注意してください。

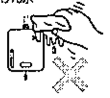

- お手入れするときは、アルカリ性洗剤、塩素系漂白剤、ベンジン、シンナー、アルコールは使わないでください。
  アルカリ性洗剤などを使うと、警報器本体の表面を傷めることがあります。

3 **警報器を取り付けてください。**

警報器の取り外し・取り付けかた

■取付フックの場合

〈取り外しかた〉
本体を持ち上げて矢印の方向へ取り外す。

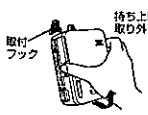
持ち上げて
取り外す
取付
フック

〈取り付けかた〉
警報器を取付フックに引っ掛ける。

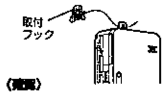

〈確認〉
警報器が確実に固定されていることを確認してください。

■木ねじの場合

〈取り外しかた〉

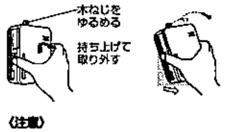
木ねじを
ゆるめる
持ち上げて
取り外す

〈取り付けかた〉
警報器を木ねじに引っ掛けて、木ネジを締め付けて固定する。

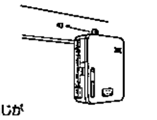

〈注意〉
警報器を強く引っ張ると取り付けている木ねじが抜けたり、木ねじから警報器が外れたりして、落下する恐れがあります。

定期点検

重要

警報器は定期的に(1ヶ月に1度)以下の手順で警報停止スイッチを操作して、正常に作動するか点検してください。

⚠警告

- 1週間以上留守にされたときは、必ず警報器が正常に作動するか点検をしてください。
- 点検時、決してライターなどの炎を使用しないでください。
  警報器の破損や火災の原因になります。
- 点検をするときは、必ず安定した台に乗って行ってください。
  転倒してけがをするおそれがあります。

※使用温度範囲外での使用や、ホコリなどが多い場所に取り付けたとき、頻繁に点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池寿命が短くなる場合があります。

警報停止スイッチを操作して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。
①警報停止スイッチを約1秒間操作すると緑ランプが点滅し、「ピッ」と開始音が鳴ります。
②赤ランプがスライド点灯して、「ウーウーカンカンカン 火事です火事です」と音声警報が鳴ります。
※連動信号は出力しません。
③「ピー」と終了音が鳴り、監視状態に戻ります。
警報器が正常でない場合は、「ピッ　電池切れです　販売店に連絡してください」または「ピッピッピッ　警報器故障です　販売店に連絡してください」と音声でお知らせしますので、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

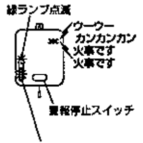

噴霧式殺虫剤を使用するときは

殺虫剤(くん煙殺虫剤、加熱蒸散殺虫剤なども含む)を使用する際は、誤作動のおそれがありますので、警報器を取り外すかポリ袋で覆ってください。
取り外した場合、噴射ガスがかからない場所に保管してください。
噴霧が終わったら、換気後、必ずポリ袋を取り除いてください。
取り外した場合は必ず元の位置に戻してください。

故障かな?と思ったら

[illegible]	[illegible]	[illegible]
約10秒間隔で緑(お知らせ)ランプが点滅している。	警報停止スイッチを操作したとき、「ピッ 電池切れです。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。	電池が消耗しています。お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。
	警報停止スイッチを操作したとき、「ピッピッピッ 警報器故障です　販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。	警報器の故障が考えられます。お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

取扱説明書	SC-K924B-K	100277807021			01

警報停止スイッチを操作しても音声警報が鳴らない。	▶ 警報音鳴動時に警報停止スイッチを操作し、音声警報停止状態になっていませんか。	▶ しばらく（約5分間）待ってからもう一度警報停止スイッチを操作してください。
火災ではないのに、警報音が鳴る。	▶ 原因を調べてください。（「火災以外で警報音が鳴ったときの処置のしかた」を参照）	▶ ドアや窓を開け、しばらく換気を続けてください。警報音が止まります。 煙感知部内にうちわ、ドライヤー（冷風）などで風を送り、砂やホコリ、虫などを取り除いてください。それでも止まらない場合は、お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。

仕様

項目	仕様
種別	光電式住宅用防災警報器
形式番号	住警第27～7号
感知方式	煙感知方式（光電式２種）
定格	DC3V、300mA
電源	専用リチウム電池（DC3V）　CR17450E-N
試験機能	自動試験機能
警報音量	80dB（A）／m以上
寸法	幅85×高さ100×奥行き30mm
質量	約145g（電池を含む）
火災連動入出力	監視時入力（DC30V以下） 警報時出力（DC12V以下、100mA）
使用温度範囲	0℃～＋40℃（結露しないこと）
付属品	取付フック、石膏ボードピン（3本）、取付ねじ（1本）、 取扱説明書（本書）、保証書、 引きひも（点検ツマミ付）〔本体に取り付けられています。〕

アフターサービスについて

■この警報器は5年間の無償保証つきです。この取扱説明書に書かれている内容を守っていただいた上で警報器が正しく作動しないことが判明した場合には無償でお取替えいたします。ただし、保証書裏面記載の保証の適用除外の項目に該当する場合はこの限りではありません。保証書をご参照ください。

■この警報器の交換期限は、お取付後10年間です。交換期限とは住宅用火災警報器を安心してご使用いただける期限であり、10年を経過したものは、規定の煙濃度で警報しないなど誤作動の恐れがありますので、ぜひ新しい警報器とお取替えください。

■保証書に取り付け年月および販売店名の記入のないものは無効となることがありますので、お取り付け時にご確認ください。

■保証書は大切に保管してください。

■アフターサービスについて、ご不明な点がありましたらお買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。

■作動点検をご希望の場合には有償にて、リースをご利用の場合は通常範囲内の場合(注)であれば無償にて点検いたします。お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。

(注) ひん繁な回数、多くの個数、他の設備点検にともなう場合など有償となる場合もあります。

■警報器の交換期限到来時には、東京ガスからのダイレクトメール送付、または販売店からの電話等により、その事実をお知らせします。

■お引越しの場合の取り扱い

①リース品
リース品は転居先に持っていかないでください。
リース料金は、ガスメーター閉栓（ガス料金の最終検針）の月までご請求し、次月以降請求することはありません。ただし一括リース契約の場合は除きます。
リース警報器は原則として、東京ガスまたは指定の販売店が、ガスメーター閉栓時に取り外させていただきます。なお、家主さんが契約されている場合は、家主さんにご相談ください。

②現金またはカード払いなどによるお買上げ品
お客さまご自身が東京ガス供給エリアの新住所にお持ちいただいた場合は、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。無償で再設置のうえ、新住所での設置先登録をさせていただきます。

■警報器の登録について

この警報器はコンピューターに登録させていただきます。

■この警報器の設置情報（取付年月日、お客さま番号、機器名、設置場所等）は、販売店を通じ東京ガスのコンピューターに登録させていただきます。登録済みの警報器には交換期限を記入していますので、ご確認ください。また交換期限の記入のない警報器は未登録の場合がありますので、お買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。登録された警報器の交換期限到来時に、東京ガスまたは指定の販売店より期限切れをお知らせしますので、ぜひ新しいものとお取り替えください。なお、お客さまが転居された場合など、期限切れのお知らせができないこともあります。

■個人情報保護法に関する東京ガスの対応について

■警報器に関するお客さまの個人情報は、上記の交換期限経過のお知らせを行うほか製品の品質向上のための修理点検記録収集やアフターサービス全般のために使用し、それ以外の目的に使用することはございません。

■東京ガスは上記を実施するためにお客さまの個人情報を協力企業（ライフバル各社、エネスタ・エネフィット、その他弊社製警報器取り扱い企業）と共同利用いたします。その場合、お客さまの個人情報を安全かつ適切に利用するよう努めます。

■お客さまが、上記共同利用についてお認めにならない場合は、お手数ですがその旨をお申し出ください。

廃棄について

<リース品の場合>
交換期限の過ぎた警報器は、東京ガスまたは指定の販売店にて回収いたします。

<お買い上げ品の場合>
本体と電池を分別して廃棄するようお願いします。
不明な点はお買い求めの販売店または東京ガスにご連絡ください。

<警報器と専用リチウム電池の分別のしかた>

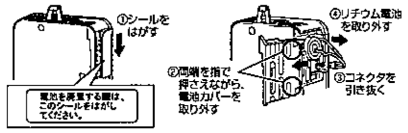
①シールをはがす
電池を廃棄する際は、このシールをはがしてください。
②両端を指で押さえながら、電池カバーを取り外す
③コネクタを引き抜く
④リチウム電池を取り外す

※ この製品に使用している電池は、「一次電池（リチウム電池）」ですので、一般の不燃ゴミとして廃棄できますが、廃棄方法は各自治体の指示に従ってください。
電池のコネクタはショートしないようにテープなどを巻いてください。

TOKYO GAS　共通お問い合わせ先
0570-002211（ナビダイヤル）

● 日立、群馬、熊谷、宇都宮、甲府の各エリアのお客さま、および上記ナビダイヤルをご利用できない場合は、下記へお問い合わせください。

[illegible]		[illegible]
茨城県	龍ヶ崎・牛久・つくば・取手市、利根・阿見町	0297-62-8111
	日立市	0294-22-4131
栃木県	宇都宮・真岡市、上三川・芳賀・高根沢町	028-634-1911
群馬県	高崎・前橋・藤岡市	027-322-2523
	邑楽郡邑楽・邑楽郡千代田町	048-522-5171
埼玉県	さいたま・川口・戸田・蕨・上尾・蓮田・久喜・白岡市、伊奈町	048-651-1131
	所沢市	042-524-2111
	朝霞・和光・新座市	03-5394-7700
	草加・八潮・三郷市	03-3603-0361
	熊谷・行田・鴻巣・深谷・羽生市	048-522-5171
千葉県	千葉・習志野・八街・印西・八千代・佐倉・白井市	043-242-6121
	木更津・君津・袖ヶ浦・富津市	0438-23-1245
東京都	千代田・中央・港・品川・大田区	03-5722-0111
	新宿・目黒・渋谷・中野区	03-5722-3111
	文京・台東・墨田・江東・荒川区	03-3842-0111
	世田谷区、調布・狛江市	03-3426-1111
	杉並区	03-3398-1111
	豊島・北・板橋・練馬区	03-5394-7700
	足立・葛飾・江戸川区	03-3603-0361
	八王子市	042-645-0511
	武蔵野・三鷹市	0422-54-0111
	町田市	042-742-8721
	立川・東村山・小平・国立・多摩・稲城・日野・昭島 国分寺・小金井・府中・東大和・武蔵村山市	042-524-2111
	西東京・清瀬・東久留米市	042-463-0111
神奈川県	川崎市	044-245-2211
	横浜市	045-948-1100
	大和・相模原・座間・海老名・綾瀬市	042-742-8721
	横須賀・三浦市	046-823-1570
	逗子・鎌倉・藤沢市、葉山町	0466-26-0111
	茅ヶ崎・平塚・南足柄市、寒川・大磯・中井・開成町	0463-22-2615

●インターネットでのお問い合わせ・カタログのご請求等は、下記までお願いいたします。
「ご家庭のお客さま向けホームページ」　http://home.tokyo-gas.co.jp

東京ガス山梨	
甲府・中央市、昭和町、甲斐市	055(253)1341

■ご使用に際しての機器に関するお問い合わせは、上記のお問い合わせ先、または販売店にお願いします。

販売店名

製造者　新コスモス電機株式会社
〒105-0013　東日本営業部／東京都港区浜松町2-6-2
〒532-0036　本　社／大阪市淀川区三津屋中2-5-4

■所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います
（平成27年6月現在）

取付要領書【施工業者さま用】

お客さまにこの警報器を安全に正しくご使用いただくために、この取付要領書を熟読のうえ、指定された方法を順守し取り付けを行ってください。

1 お願いとご注意

- ●警報器の取り付けは、この取付要領書に従って、指定された工事を行ってください。
- ●お客さまへ引き渡す前に、必ずお客さま立ち会いのもとで取付要領書記載の作動点検を実施してください。万一、作動不良があったときは交換してください。
- ●作動点検が終わってから、「警報器の内容説明」「警報時にとるべき処置」について、お客さまに説明してください。
- ●保証書に必要事項を記入してください。

⚠警告
警報器の取り付けは、安定した台に乗って作業を行ってください。転倒してけがをするおそれがあります。

⚠注意
警報器には、落下などの強い衝撃を与えないように、取り扱いには十分に注意してください。故障や誤作動の原因となります。

2 取り付け前の確認

2-1 梱包部品の確認

梱包部品の種類と個数を確認してください。

本体…1個 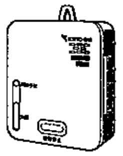	取付フック…1個
	石膏ボードピン…3本 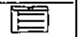
	取付ねじ…1本 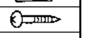
	引きひも（点検ツマミ付）……　1本 （本体に取り付けられています）
	取扱説明書（本書）…………　1冊 保証書…………………………　1冊

2-2 設置する前に

交換期限の記入

①交換期限表示
お取り付け日から10年後（西暦）の同月を記入してください。

②保証書
お取り付け年月日を記入してください。
保証期間はお取り付け年月日から5年（お取り付け年月日から5年後の前日まで）となります。

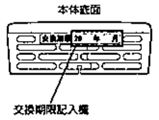

電源を入れる

①警報器の側面にある起動プラグを押し込んでください。約1秒後「正常です」と鳴ります。

②警報停止スイッチを操作して、「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」と鳴ることを確認してください。（4 取り付け後の点検を参照）

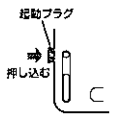

2-3 取付位置の確認

設置場所の選定については、お客さまとよく相談して決めてください。

⚠注意
正しい取付位置に取り付けてください。
取り付けてはいけない場所に取り付けると、警報の遅れ、誤報、故障の原因となります。

正しい取付場所について

- ●この警報器は、以下のような場所への設置をおすすめします。
  居室、寝室、階段、廊下

※設置および維持基準については、政省令で定める基準に従い、市町村条例で定められています。
各市町村によって設置場所が異なる場合がありますので、各市町村が定める火災予防条例を確認してください。

- ●警報器の警報停止スイッチが操作しやすい位置に取り付けてください。
- ●警報器の中心が天井面下15cmから50cmまでの範囲にくるように取り付けてください。

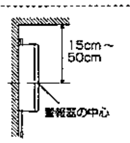

- ●換気口など、空気の吹出口から1.5m以上離してください。

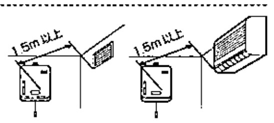

- ●たれ壁やはりから60cm以上離してください。

※居室内が60cm以上のたれ壁や、はりなどで区切られる場合は、感知区域外とみなされますので警報器を設置される場合はご注意ください。

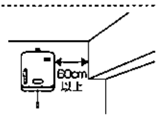

取り付けてはいけない場所について

以下の場所には、絶対に警報器を取り付けないでください。

- ●浴室内、水のかかる場所、水滴がつく場所、結露する場所。
  感電や電気的故障の原因になります。

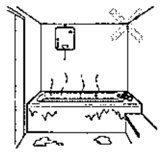

- ●温度が0～＋40℃の範囲をこえる場所。
  警報器としての機能を果たしません。また、誤作動の原因になります。

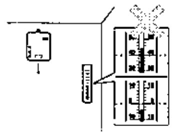

- ●タンスなどから60cm以内の場所。

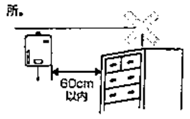

- ●火災以外の煙や蒸気がかかる場所、車庫など。

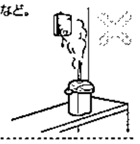

- ●カーテンウォールなどで仕切られた場所。
  警報が遅れます。

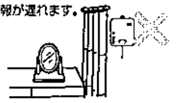

- ●屋外・屋側。
  屋外・屋側用ではありません。

3 取り付けかた

⚠注意
取付位置の材質・強度を確認し、土壁や強度の弱い合板には取り付けないでください。

3-1 警報器の取り付け

■取付フックで取り付ける場合（石膏ボード壁専用）

⚠注意
ピンを指に刺さないように、取り扱いには充分注意してください。取付強度を保持するため、ピンは根元まで確実に打ち込んでください。万一、ピンがゆるんだ場合は、取付位置をずらしてピンを付け直してください。

①取付フックを壁面に押し当て、位置決めピンを垂直に打ち込んでください。
②取付フックを垂直位置にした状態で、取付フックの固定ピン（左右2箇所）を斜めに打ち込んで固定してください。
③本体のフック部を、取付フックに引っかけてください。

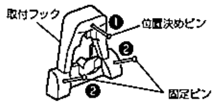

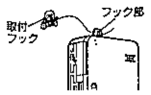

■木ねじで取り付ける場合

①木ねじ（16mm）を途中までねじ込み、仮止めしてください。
　※コンクリート壁の場合は、市販のカールプラグを打ち込んで木ねじを使用してください。
②仮止めした木ねじに、本体のフック部を引っかけてください。
③木ねじを締め付け、本体を固定してください。

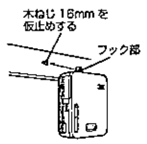

3-2 引きひもの調整のしかた

〈引きひもの調整〉
①点検ツマミを上に移動させる。
②適当な長さとなる部分で2回結ぶ。
③点検ツマミの先の余ったひもを切る。

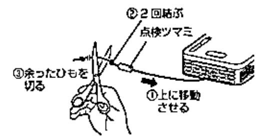

引きひもは、警報器本体に取り付けられています。引きひもが外れてしまった場合は、正しく取り付けてください。引きひもが必要ない場合は取り外してください。

〈取り付けかた〉
引きひもを引きひも取付部に通した後、引きひもガイドに納める。

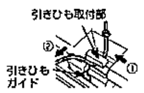

〈取り外しかた〉
引きひもを矢印方向に引く。

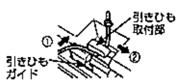

3-3 火災連動入出力機能について

- ●この警報器はいずれかの警報器が作動すると、接続した全ての警報器の警報音を鳴動させることができる火災連動入出力機能を備えています。
  火災連動仕様の警報器を最大10台接続することにより、相互に警報音を鳴動させることができます。
- ●接続には専用の接続用リード線（別売部品 型式:B-SEN）、および各警報器間をつなぐ信号線が必要です。連動できる警報器は最大10台です。信号線は、本体側面の連動入出力端子部の端子カバーを外して、接続してください。

〈火災連動入出力の接続方法〉

接続作業は、連動させる警報器の説明書も参照ください。
①警報器側面の端子カバーを外してください。
②接続用リード線に、他の警報器のケーブルをつなぎます。
接続する警報器の極性を確認の上、リード線（赤色）には＋側を、リード線（灰色）には－側を接続してください。
※接続部は、必ずビニールテープなどで短絡保護してください。
③接続用リード線を、警報器の入出力端子に接続してください。
④端子カバーのノックアウト部を切り欠いて、端子カバーを警報器に取り付ける。
⑤「3 取り付けかた」に従って、警報器を壁面に取り付けてください。

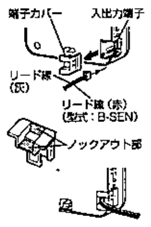

4 取り付け後の点検（お客さま立ち会いのもとで実施）

警報停止スイッチを操作して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。

4-1 警報ランプと警報音の確認

①警報停止スイッチを約1秒間操作すると緑ランプが点滅し、「ピッ」と開始音が鳴ります。
②赤ランプがスライド点灯して、「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」と音声警報が鳴ります。
※連動信号は出力しません。
③「ピー」と終了音が鳴り、監視状態に戻ります。

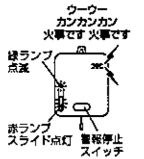

4-2 火災連動確認

①警報停止スイッチを操作すると緑ランプが点滅し、「ピッ」と鳴り、そのまま3秒間操作し続けてください。
「ピッピッ」と開始音が鳴り、火災連動出力が出力されます。
②赤ランプがスライド点灯して、「ウーウーカンカンカン　火事です　火事です」と音声警報が鳴ります。
※このとき、連動先の警報器も音声警報が鳴ります。
③1分後に「ピー」と終了音が鳴り、監視状態に戻ります。
※1分以内に点検を終了したい場合は、警報停止スイッチを約1秒間操作すると、終了します。
※連動先の警報器の音声警報が鳴りやみます。

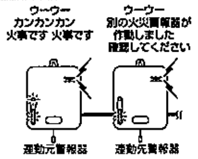

5 お客さまへの説明について

お客さま立ち会いのもとでの点検が終わったら、必ずお客さまに以下の説明を行い、ご理解を得てください。

5-1 警報器の説明

①警報動作および点検結果の説明。
②取扱説明書を必ず読んでいただくことのお願い。
③保証書および取扱説明書の保管のお願い。
④取扱説明書に基づく主要な機能の説明と確認。
　1. 火災警報の内容（赤ランプスライド点灯、警報音の確認）と、警報時にとるべき処置の説明。
　2. 誤報が発生する原因と処置の説明。
　3. 異常発生時（故障、電池切れ）の内容（緑ランプ点滅と音声合成音の確認）と処置の説明。
　4. 警報停止スイッチの説明。
　　●電池切れ音声機能
　　●機器故障音声機能
　5. 定期点検方法の説明。

5-2 お客さまへの周知事項

①警報器の交換期限（本体の底面に表示）と保証期間。
②警報器の移設禁止。
（移設依頼時の連絡先）
③警報器の分解禁止。
④引越時の処置。
⑤故障・異常時の連絡先。

住宅用火災（煙式）・CO警報器
ご愛用者登録カード

支払方法	
現金	割賦・リース

伝票番号
1　3
753

	取付年月日		
	年	月	日
	4		11
西暦	20		

製造番号	
12	17　22
1504-	

お客さま番号			C/D
23	27	30	33
1			

販売箇所コード				
34	36	37	39	40

品名		タイプ	異名義	先方
41　50	▨	53	54	55
SC-K923B-CK	▨			

0：単品式
1：集中式
2：戸外警報ブザー式
3：マイコンメータ連動式
4：遮断装置連動式
9：その他

取替前製造番号			場所
56	61　66	▨	80
—		▨	

A：台所
B：業務厨房
C：浴室
D：洗面所
E：居室
F：作業室
G：地下室
H：遮断弁室
J：階段・廊下
K：寝室
L：給湯室
M：事務室
Z：その他

本品をご採用いただきありがとうございます。

このカードは住宅用火災（煙式）・CO警報器をお取付けのお客さまのお名前・ご住所等を利用目的に従い、東京ガスにご連絡いただくものです。必ず販売店の取扱者にお渡しください。

責任者	扱者

＜販売店取扱者の方へ＞

当カードに必要事項を記入のうえ、必要に応じて、東京ガス担当部所へ送付してください。なお、保証書はお客さまにお渡しください。

KDT80
★

お取付日	20　　年　　月　　日

ご使用者	お名前　　　　様
	ご住所 〒　　TEL(　　)　　－
お支払者	お名前　　　　様
	ご住所 〒　　TEL(　　)　　－

住宅用火災（煙式）・CO警報器

保　証　書

型式名	SC-316T

品　名 **SC-K923B-CK**

＜製造番号＞

1504

本品をご採用いただきありがとうございます。

この保証書は東京ガス供給区域内において、本証書の記載内容にて無料点検または無料取替えをお約束するものです。

記

1. 保証期間は、お取付け日から５年間とし警報器本体を対象とします。
2. 保証期間中万一故障した場合は、本証書をご提示の上おもとめの販売店もしくはもよりの東京ガスへお申し出ください。
3. 取扱説明書に基づく正常な使用状態で、誤作動等の異常が認められた場合には、お申し出に基づき無料にて出張のうえ点検いたします。
4. 取扱説明書に基づく正常な使用状態で、製造上の責任による故障の場合は無料にて出張のうえお取替えいたします。
5. 保証期間内でも裏面に記載してある事項の場合には有料点検もしくは有料取替えとなります。
6. 無料取替えなどアフターサービス等について、ご不明の場合は、お取付けの販売店または取扱説明書に記載してあるもよりの東京ガスにお問合せください。

お取付日	20　　年　　月　　日

ご使用者	お名前 様
	ご住所 〒　TEL(　　)　－
お支払者	お名前 様
	ご住所 〒　TEL(　　)　－

〈保証の適用除外〉

保証期間内においても、次の場合は有償修理といたします。

1. 取扱説明書・その他契約約款等の記載事項によらないでご使用した場合の不具合
2. 器具を調整、改造された場合の不具合（但し、当社都合の場合はのぞきます）
3. お買い上げ後、取付場所の移動、落下等による不具合
4. 建築躯体の変形等器具本体以外に起因する当該器具の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
5. 強い腐食性の空気環境に起因する不具合
6. 犬、猫、ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
7. 火災や凍結、落雷、地震、噴火、洪水、津波等の天変地異または戦争、暴動等の破壊行為による不具合
8. 電気、給水の供給トラブル等に起因する不具合
9. 指定規格以外のガス、電気または熱媒等をご使用したことに起因する不具合
10. 本保証書を紛失された場合

〈点検記録〉

年　月	内　容	サービス員印	年　月	内　容	サービス員印

〈お客さまへ〉

1. 保証書は再発行いたしませんので紛失されないよう大切に保存してください。
2. お客さまにご記入いただいた保証書の控えは、保証期間内のアフターサービス（無料取替え等）およびその後の交換期限管理（交換期限満了お知らせハガキの送付）を利用目的とし、記載内容を利用させていただく場合がございますので、ご了承ください。
3. この保証書によって保証書を発行している者（保証履行者・保証責任者）、およびそれ以外の事業者に対するお客さまの法律上の権利を制限するものではありません。

販売店		扱　者

保証履行者：**東京ガス株式会社**
〒105-8527 東京都港区海岸１丁目５番20号

保証責任者：**新コスモス電機株式会社**
〒105-0013 東日本営業部／東京都港区浜松町２－６－２
〒532-0036 本　　　社／大阪市淀川区三津屋中２－５－４